

「国土強靱化年次計画 2022（素案の検討資料）」に関する  
意見募集の結果について

令和 4 年 6 月 21 日  
内閣官房国土強靱化推進室

内閣官房国土強靱化推進室では、令和 4 年 4 月 26 日（火）から 5 月 13 日（金）まで、国土強靱化年次計画 2022（素案の検討資料）に関するご意見を募集しました。その結果、7 名の個人・団体から 17 件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見のうち、本件に関連するものについて、意見の概要及びそれに対する考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。なお、取りまとめの都合上、ご意見を適宜集約させていただいております。

お寄せいただいたご意見も参考に、本日、国土強靱化年次計画 2022 を決定しましたので、お知らせします。

貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

### 1. 意見募集の概要

意見募集期間：令和 4 年 4 月 26 日（火）から 5 月 13 日（金）

実施方法：電子政府の総合窓口[e-Gov]

意見提出方法：e-Gov 意見提出フォーム

### 2. 意見受付総数

17 件

### 3. 意見の概要とそれに対する考え方

別紙「国土強靱化年次計画 2022（素案の検討資料）」に関する意見に対する考え方」

## 国土強靱化年次計画 2022（素案の検討資料）に関する意見に対する考え方

意見の概要	意見に対する考え方
本件の意見募集期間を 30 日未満としたのは、なぜか。	国土強靱化年次計画は、行政手続法に定めるパブリックコメント制度の対象ではありませんが、広く意見を募る観点から任意で実施したものであり、策定作業スケジュールを踏まえて意見募集期間を設定したものです。
荒れた山林を常時監視し、間伐などの手入れを行う、森林管理員のような公務員を、体力と環境に知識のある若い方を採用して、田舎に常駐させ、生活させながら、山を生かす仕事をさせるようにしてはどうか。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
山林はソーラーパネルの設置を原則禁止にしてはどうか。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
字句の統一、法律番号の記載等を適正にすべき。	ご意見も踏まえ、字句の統一等を実施しました。
森林整備について、IT 技術を使うのは良いが、それだけではなく、森林伐採をせず、森づくりをし、土砂崩れが起きないようにすることが必要。	第2章 1-4 において、山地災害防止機能を発揮させるため、森林整備・治山対策を推進することについて記載しているところです。
今後数十年間のうちに、南海トラフ沖地震等の大規模な地震に見舞われる可能性が高く、それに備えて事前に大規模なインフラ投資をすることで、被害を抑えられることはもちろん、復旧費用も事前投資の効果で最小限に抑えられることから、今後5年間で毎年10兆円以上の規模でインフラ整備に投資すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
『「民」主導の取組の活性化』については、国土強靱化自体が、安全保障上重要な施策であることから、外資系を一切排除するとともに、内資系でも、「手抜き」等ができないように、しっかり管理する事が必要。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
第 1 章 1(2)5 個別重点事項の 1 気候変動への対応の記載を次のように修正すべき。 我が国は、2050 年までのカーボンニュートラルの実現を目指し、国と地方が協力して気候変動対策を強化していくこととしており、「大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコジェネレーションシステム等」自立・分散型のエネルギーシステムの普及・展開等を通じて、地域のレジリエンス強化にもつなげていく。	ご意見を踏まえ、第1章1(2)5①を以下のように修文します。 「我が国は、2050 年までのカーボンニュートラルの実現を目指し、国と地方が協力して気候変動対策を強化していくこととしており、再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコジェネレーションシステム等自立・分散型のエネルギーシステムの普及・展開等を通じて、地域のレジリエンス強化にもつなげていく。」
第 2 章 2 5-2、6-1 の「主要施策」に、「【経産】ガス工作物等に係る地震・津波対応力強化」を追記すべき。	ご意見を踏まえ、第2章2 5-2 の「主要施策」に、「【経産】ガス工作物等に係る地震・津波対応力強化」を追記します。
別紙1の 11.環境の「【経産・国交・環境】脱炭素かつ、レジリエンス性の高い建築物に対する支援」の「令和 4 年度に実施すべき事項」欄に以下の通り追記すべき。 また、避難所への避難者集中による三密防止の観点から、集合住宅やオフィスビルといった建築物においても当該建築物内で避難生活を送れるよう、水やエレベーターの確保のための自立・分散型エネルギー設備の導入を促進する。	ご意見を踏まえ、「【経産・国交・環境】脱炭素かつ、レジリエンス性の高い建築物に対する支援」の「令和 4 年度に実施すべき事項」欄を以下のように修文します。 「災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設に、再生可能エネルギー設備や省エネ・省CO2 性の高いシステム・設備機器、第一種換気設備等を導入することで、停電時にもエネルギー供給が可能であって、感染症対策も備えた ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及を図る。」
老朽化した建物の建て替えだけではなく、除却を進めるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。

<p>災害リスクを勘案し、災害に強いまちづくりを進めるべき。</p>	<p>第2章 1-1 等において、防災集団移転促進事業の活用等による災害リスクの高いエリアからの移転や、立地適正化計画の居住誘導区域からの災害レッドゾーンの原則除外等による安全なエリアへの居住誘導等を促進するとともに、防災指針の作成等により居住誘導区域内の防災対策を強化することについて記載しているところです。</p>
<p>東京一極集中の是正を進めるべき。</p>	<p>第2章 2-4 において、大都市中心部への昼間人口の一極集中状態を緩和していくため、「自律・分散・協調」型国土形成や合理的な土地利用を促す効果的な方策を検討し、取組を進めることについて記載しているところです。</p>
<p>災害に強い河川整備を進めるべき。</p>	<p>第2章 1-4 において、国民の安全・安心を確保するため、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進し、気候変動等による将来の水災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を進めることについて記載しているところです。</p>
<p>道路における無電柱化を進めるべき。</p>	<p>第2章 7-3 において5か年加速化対策に基づき、電柱倒壊による道路閉塞リスクがある市街地等の緊急輸送道路において、新たな約2,400kmについて着実に事業を推進する。加えて、幅員が著しく狭い歩道等の新設電柱の占用禁止の拡大や、既設電柱の占用制限に向けた調整を加速化させることについて記載しているところです。</p>
<p>公共下水道について、分流式での整備を進めるべき。</p>	<p>いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>観光客が理解できるような災害情報等の円滑な提供を行うべき。</p>	<p>第2章 4-3 において地震、津波などの災害時において、訪日外国人旅行者へ適切・確実に情報が届くよう、情報提供システムの整備を図るとともに、観光・宿泊施設等が非常時の訪日外国人旅行者対応時に活用できる用語集、観光危機計画等を策定する実務者向けの手引きについて関係機関へ周知を図ることについて記載しているところです。</p>